

市営霊園の墓じまい

墓じまいの流れ

① 墓石の撤去を行う業者を決める

墓じまいには墓石の撤去が必要です。墓じまいの費用を把握するためにも、撤去する業者を決めることをお勧めします。

② 遺骨の行き先を決める

まず、遺骨の移転先を決めてください。

多治見市では、移転先として、「合葬式墓地」もご用意しています。

③ 改葬許可申請を行う

遺骨の移動については、法律で、改葬許可証が必要です。改葬許可の申請には

- ・ 改葬許可申請書
- ・ 移転先の受け入れ証明（遺骨を受け入れることがわかる任意書式の書類。使用許可証でも可）
- ・ 市営霊園の埋蔵証明（市営霊園の使用許可証をお持ちください。）
- ・ 交付手数料 1 遺骨 300 円

が必要です。

④ 遺骨を移動する

改葬許可証が交付されたら、遺骨を移転いただけます。

⑤ 墓石を撤去する。

現在ある墓石など、構造物を撤去してください、区画の境界ブロックが破損した場合は、修復が必要です。

⑥ 返還届の提出。

使用許可証とともに返還届を提出してください。

問い合わせ先

多治見市役所環境課 0572-22-1580

多治見市営合葬式墓地のご案内



多治見市では、令和3年6月から合葬式墓地の受け入れを開始し、年間50体程度の遺骨をお預かりしています。市営霊園における墓じまいの改葬先としてご利用いただけます。

多治見市営合葬式墓地 (共同収蔵施設)

場所：多治見市金岡町4丁目10番地 北市場霊園内

申込条件：市営霊園の返還のために遺骨の改葬を行う方

使用料：1遺骨 50,000円

- ※ 納骨後の遺骨の返還はできません。
- ※ 個別収蔵施設、墓碑プレート設置場所はご利用いただけません。
- ※ 北市場霊園の最奥にあります。
- ※ 手続きについては、市役所環境課にお問い合わせください。

